

令和4年度 部活動の基本方針

宇都宮市立一条中学校

1 部活動の目的

スポーツ・文化・科学・芸術等に親しみ、互いに教えあったり、励まし合ったりしながら、楽しさや喜びを味わうとともに、自主性や社会性を育てたり、互いを思いやる心や人間関係を育むことにより、豊かで充実した学校生活を創造する。

2 活動時間及び日数

月～金の通常日課における部活動の最長活動時の終了時刻と生徒の下校完了時刻（6時間授業の場合）
※5時間授業の場合は1時間早くなる。

期 間	終了時刻	下校完了時刻
2月～10月	17:45	18:00
11月	17:15	17:30
12月	16:45	17:00
1月	17:15	17:30

※原則朝の練習は行わない

(1) 活動時間及び休養日

① 休養日の設定

- ア) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ) 大会・コンクール前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

② 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ) 練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

(2) 長期休業中の活動について

- ・長期休業中も、「(3) 活動時間及び休養日」と同様に、活動時間及び休養日を設定する。

(3) その他

第3日曜日(家庭の日)は練習を休みとする。毎週水曜日は家庭学習の日のため、朝・放課後の部活動は休みとするが、中体連関係の大会については、大会前の水曜日1回以内を学校長の許可を得て活動可とする。また、中体連以外の大会(協会又は連盟等の主催の場合)についても、学校長の許可を得て大会前の水曜日1回を部活動可とする。

期末テスト、中間テスト3日前からは練習は休みとする。

4 指導にあたって

(1) 活動内容

- ・発達段階や体力、技能等に応じて活動内容を配慮する。
- ・部員一人一人の個性をしっかりと見極め、伸ばす工夫をする。

(2) 事故防止及び健康管理

- ・関係する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- ・温湿度計により、環境条件（天候、気温など）について確認し、十分安全に配慮した練習内容や活動時間とする。特に、熱中症について予防対策を徹底し、発生が疑われる際に適切に対応する。
- ・生徒の心身の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応する。
- ・安全管理の徹底すること。

- ・新型コロナ感染予防対策についての徹底
用具の消毒の他、こまめな手洗い・うがい 3密対策

(3) 体罰の防止

- ・勝利至上主義に陥らないよう留意し、体罰や暴言など力に頼った指導は絶対に行わない。

(4) 外部指導者の活用

- ・外部指導者を活用する際には、学校の方針に従って指導を担えるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にする。

(5) 大会や発表会等への適切な参加

- ・適切かつ確実な生徒引率を行う。
- ・交通手段には、原則として公共交通機関を利用する。

(6) その他

- ・個人で使用する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。また、家庭の経済状況により購入が困難な場合には、学校や部所有の物品を貸し出すなど、十分配慮する。
- ・保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動の運営に係る経費について、保護者の経済的負担が過重にならないようにする。

5 本年度の部活動

運動部	文化部
野球	吹奏楽
サッカー	合唱
ソフトテニス（男子・女子）	美術
陸上競技	科学
バスケットボール（男子・女子）	
バレーボール（女子）	
剣道	
弓道（男子・女子）	